

吸収合併に係る事後開示書面  
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 7 月 1 日  
株式会社ありがとうサービス

2022年7月1日

吸収合併に係る事後開示書面

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号  
株式会社ありがとうサービス  
代表取締役 井本 雅之

当社は、2022年5月12日付で株式会社エージーワイとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社エージーワイを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本件吸収合併」という)を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

2022年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第784条の2)

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第787条)

該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について(会社法第789条)

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2022年5月24日に債権者に対して個別に合併に対する異議申述催告を行い、2022年5月27日付の官報において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号)
  - (1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第 796 条の 2)

当社において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第 797 条)

当社において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
  - (3) 債権者異議手続について(会社法第 799 条)

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 5 月 27 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記(吸収合併による変更の登記)をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2022 年 7 月 1 日(予定)
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面  
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2022 年 5 月 24 日  
株式会社エージーワイ

2022年5月24日

吸収合併に係る事前開示書面

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号  
株式会社エージーワイ  
代表取締役 大橋 和也

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社ありがとうサービスを吸収合併存続会社とする吸収合併を行なうことを決議し、株式会社ありがとうサービスとの間で本合併に係る吸収合併契約を締結いたしました。本件吸収合併に関して会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条により、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項)  
別紙1をご参照下さい。
2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号及び第2号)  
吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子関係にあることから、本件吸収合併に際し、株式その他の金銭等の交付は行いません。
3. 新株予約権の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号)  
該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号)
  - (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第182条第6項第1号イ)  
吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。
  - (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等(会社法施行規則第182条第6項第1号ロ)  
該当事項はありません。
  - (3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第

182 条第 6 項第 1 号ハ)

該当事項はありません。

- (4) 当社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号)

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)

本件吸収合併以後も吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、また、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されておりません。従って、吸収合併存続会社の債務については、本件吸収合併以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上



## 合 併 契 約 書

株式会社ありがとうサービス（以下、「甲」という。）および株式会社エージーワイ（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収合併に関する契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第 1 条（吸収合併）

甲および乙は、吸収合併（以下、「本合併」という）し、甲は存続し、乙は解散する。

### 第 2 条（当事会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は以下の通りである。

吸収合併存続会社（甲） 商号：株式会社ありがとうサービス  
住所：愛媛県今治市八町西三丁目 6 番 3 0 号

吸収合併消滅会社（乙） 商号：株式会社エージーワイ  
住所：愛媛県今治市八町西三丁目 6 番 3 0 号

### 第 3 条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という）は、2022年7月1日とする。ただし、この日までに本合併に関し必要な手続が終了しないことが見込まれるときは、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

### 第 4 条（乙の株主に対する合併対価の交付）

甲は、本合併に際し、株式その他金銭等の交付を行わない。

### 第 5 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日に乙の資産、負債および権利義務一切を承継する。

### 第 6 条（合併契約承認株主総会）

甲は、会社法796条第2項の規定に基づき、また、乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、それぞれ本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。なお、会社法796条第2項における甲の純資産額の算定基準日は、2022年6月30日とする。

第7条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その資産、負債または権利義務の重大な重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

第8条（合併条件の変更、本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議のうえ、本合併を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年5月12日

甲

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号  
株式会社ありがとうサービス  
代表取締役 井本雅之



乙

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号  
株式会社エージーワイ  
代表取締役 大橋和也

